

E i w a N e w s

平成 29 年度税制改正による制度の拡充・見直し

平成 29 年 2 月
(No. 139)

前月の本誌 No.138 で平成 29 年度税制改正大綱の概要をご紹介しました。
 今回は、その税制改正項目の中より、現行の制度から拡充される制度と見直される制度
 をご紹介いたします。
 なお、税制改正法案の国会審議の状況により、法律の内容が異なる場合がありますことを
 ご了承ください。

[1] 所得拡大促進税制の拡充

所得拡大促進税制について、賃上げを促すための措置として「平均給与等支給額に係る
 要件」と「控除税額」が改正されます。当該改正は、平成 29 年 4 月 1 日以後開始する事業
 年度分より適用されます。

本制度の詳細につきましては、本誌 No.92、106 をご参照ください。

< 適用要件 > (~ をすべて充足)

	< 改 正 前 >		< 改 正 後 >	
全法人	雇用者給与等 支給額	基準雇用者 給与等 支給額 × 一定割合	改正なし	
全法人	雇用者給与等 支給額	比較雇用者給与等 支給額	改正なし	
中小企業者等 以外の法人	平均給与等 支給額	比較平均給与等 支給額	平均給与等 支給額	比較平均給与等 支給額 × 102%
中小企業者等	平均給与等 支給額	比較平均給与等 支給額	改正なし	

< 控除税額 >

	< 改 正 前 >	< 改 正 後 >
中小企業者等 以外の法人	雇用者給与等 支給増加額 × 10%	雇用者給与等 支給増加額 × 10%+ (雇用者給与等支給額 - 比較雇用者給与等支給額) × 2% 雇用者給与等支給増加額を上限とする
中小企業者等	雇用者給与等 支給増加額 × 10%	同 上 ただし、中小企業者等以外の法人の適用要件(上表)を 満たす場合、上記2%の控除割合を12%とする。

[2] 積立NISA（非課税累積投資契約に係る非課税措置）の創設

（ 1 ）概要

積立NISAとは、金融商品取引業者等の営業所に開設した非課税口座に累積投資勘定を設けた日から同日の属する年の1月1日以後20年を経過する日までの間に、その非課税口座で取得した公募等株式投資信託の配当等や譲渡益について、所得税及び住民税を課さないとする制度です。

（ 2 ）留意点

本制度は、現行のNISA（少額投資非課税制度）と選択して適用することができます。

現行のNISAと積立NISAの比較は以下の通りです。

また、現行のNISAにつきましては、本誌 No.98 をご参照ください。

現行のNISA	選択適用	積立NISA
平成26年～35年	投資可能期間	平成30年～49年
120万円	年間投資上限	40万円
5年間	非課税保有期間	20年間
600万円 (120万円×5年)	非課税枠	800万円 (40万円×20年)

[3] 相続税又は贈与税の納税義務の見直し

今回の改正で、海外に居住する日本人に対する課税関係の見直しが行われます。

（ 1 ）改正点

国内に住所を有しない者で日本国籍を有する相続人等に係る相続税の納税義務について、国外財産が相続税の課税対象外とされる要件を、被相続人等及び相続人等が相続開始前10年（現行5年）以内のいずれの時においても国内に住所を有したことがないこととする。国内に住所を有しない者で日本国籍を有しない相続人等が、国内に住所を有しない者で相続開始前10年以内に国内に住所を有していた被相続人等（日本国籍を有しない者で一時的滞在をしていたものを除く。）から相続又は遺贈により取得した国外財産を、相続税の課税対象に加えることとする。

*上記、は、贈与の場合の贈与税の納税義務についても同様とされます。

（ 2 ）適用時期

上記の改正は、平成29年4月1日以後に相続若しくは遺贈又は贈与により取得する財産に係る相続税又は贈与税について適用されます。

ご不明な点がございましたら、お気軽に弊事務所の担当者までご連絡くださいますよう、よろしくお願いいたします。